

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
  - 地籍調査に関する事業計画を定めた件 三三〇
  - 道路の区域を変更する件 三三〇
  - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三三〇
- 公告
  - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三三〇
  - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三三二
  - 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三三二
- 福島県選挙管理委員会
  - 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 三三三

## 告 示

### 福島県告示第二百九十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六條の三第二項の規定により、平成二十六年における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。

平成二十六年五月十六日

福島県知事 佐藤雄平

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島県	南相馬市原町区下洪 同 区菅浜 同 区栗 同 区泉	平成二十七年三月三十一日

（農村計画課）

福島県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十六年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道保原 伊達崎桑 折線	伊達郡桑折町大字伊達 崎字前田三番五地先か ら	変更前	変更後	七・四 一〇・四	一九六・〇
	同 郡同 町大字下郡 字鶴巻七番三地先まで	変更後		九・五 一二・七	一九六・〇

（道路計画課）

### 福島県告示第二百九十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第二項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年四月二十三日次のとおり指定した。

平成二十六年五月十六日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称  
及び所在地

三瓶 利直 郡山市大槻町字室 平成二十六年四月二十三日から平成二十七年三月三十一日まで 郡山市大槻町字室ノノ木北三九番地の一八

（出納総務課）

## 公 告

### 公告第三百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年四月十四日
- 二 名称  
特定非営利活動法人コミュニティ再生復興南相馬
- 三 代表者の氏名  
片山 高明
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県南相馬市原町区栄町二丁目十二番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、南相馬市内の中心市街地において、地域の住民や民間事業者等の主体的な参加を得ながら、中心市街地のコミュニティ再生と新たな情報を発信することで、安心安全、活気あるまちづくりを継続的に進めることができ、南相馬市の発展を図ることを目的とする。

(文化振興課)

**公告第百三十九号**

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年四月二十三日
- 二 名称  
NPO法人福島学グローバルネットワーク
- 三 代表者の氏名  
黒澤 文雄
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市渡利字天神二十七番地九 メゾン天神橋一〇二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、行政、教育機関、商業業者などあらゆる分野での防災やリスクマネジメント、更に災害に備えたまちづくりなどを体系づけて学ぶ窓口として、その最前線に立つ福島の人々と共に環境を整備し、視察や研修を受け入れ、地域住民との意見交換などによる新たな交流を促進し、更に、子ども達の未来のために、限りある豊かな自然を残し、食、環境、エネルギーの持続可能な社会を目指すための学びの場を整備することで、放射線などに関する専門的な学習や、防災教育など、これからの時代を生き抜くための力を養う様々な活動を支援することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第百四十号**

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月一日
- 二 名称  
NPO法人くるりんこ
- 三 代表者の氏名  
荒川 健吉
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県喜多方市西四ツ谷一八九番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、従前から存在した地域的課題が、東日本大震災により一層深刻化を深める福島県内の諸問題(耕作放棄地の拡大、農地の荒廃、景気減退による障がい者・高齢者・支援を要する若者等の就業機会の欠乏、再生資源の廃棄物化あるいは安易な域外流出、放射能汚染をはじめとした環境汚染、高齢化と人口減少による諸記録・記憶の散逸等)に対し、地域資源(ヒト・モノ・カネ)に留まらない、有形無形のあらゆるリソース)を複合的に活用することで、かかる諸問題を解決し、持続可能な社会を実現する事を目的として設立するものである。

(文化振興課)

**公告第百四十一号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十六年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良区の名称  
いわき市勿来地区土地改良区
- 退任した役員  
氏名 住所  
役員 鈴木 栄一 いわき市沼部町鹿野五七番地

(農村計画課)

**福島県選挙管理委員会**

## 福島県選挙管理委員会告示第二十四号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八條、第九條第一項、第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十六年五月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変更前	社会保険二本松病院
変更後	独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院
変更年月日	平成二十六年四月一日